

平成 30 年 7 月 9 日

介護保険事業所 管理者 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインに
ついて (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成 30 年 6 月 22 日付け老発 0622 第 1 号により厚生労働省老健局長から通知がありましたので、通知します。

また、本ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方 (理念) や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものとなっており、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人が対象となっています。

ついては、認知症の人の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう活用してください。

問合せ先
高齢福祉グループ 木村
TEL (045) 210-1111 内線 4847

